

報 道 資 料

令和3年12月1日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、山口
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第263号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第340号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年12月1日
- ◎ 実施機関：文化・教育・くらし創造部 文化資源活用課
- ◎ 対象行政文書：ア 平成24年6月8日付け復命書（用務：第8回レファレンス協同データベース事業担当者研修会）
イ 平成24年6月23日付け旅行復命書（用務：新総務事務システム操作研修（管理職））
ウ 平成24年5月2日付け旅行復命書（用務：平成24年度 所属長部下育成フォローアップ研修）
エ 平成24年7月8日付け旅行復命書（用務：平成24年度全国公共図書館協議会総会及び研究集会）
オ 平成24年7月8日付け旅行復命書（用務：平成24年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会）
カ 平成24年6月9日付け復命書（用務：平成24年度 全国公文書館長会議等）
キ 平成24年8月9日付け復命書（用務：L I M E D I O Seminar 2012 in 大阪）
ク 平成24年8月26日付け復命書（用務：第21回京都図書館大会）
ケ 平成24年9月9日付け復命書（用務：平成24年度図書館等職員著作権実務講習会）
コ 平成24年9月11日付け復命書（用務：平成24年度ILLシステム地域講習会）
サ 平成24年10月31日付け復命書（用務：平成24年度第98回全国図書館大会島根大会）
シ 平成24年12月3日付け復命書（用務：平成24年度全国公共図書館児童・青少年部門研究集会）
ス 平成25年1月20日付け復命書（用務：奈良県図書館協会公共図書館部会実地研修）
セ 平成25年2月3日付け復命書（用務：特別研修会「明日の図書館を考える」）
ソ 平成25年3月10日付け復命書（用務：平成24年度奈良県図書館協会公共図書館部会第3回職員研修会）
タ 平成24年7月11日付け復命書（用務：組織力の向上セミナー「ドロッカーに学ぶマネジメント」）
チ 平成24年11月8日付け旅行復命書（用務：メンタルヘルスマネジメント実践研修会）
ツ 平成25年1月9日付け終了報告書（復命）（用務：平成24年度 能力開発研修「折衝・交渉力向上研修」）
テ 平成24年10月18日付け復命書（用務：印刷博物館：世界のブックデザイン担当者打合せ、〇〇大学：第1階社計連携セミナー、（株）〇〇〇〇：第2回シゴトヒトフォーラム開催打合せ、OAGドイツ東洋文化研究会：企画展「近世・近代の日独交流における『古事記』」の打合せ）
ト 平成24年7月19日付け復命書（用務：平成24年度 近畿公共図書館協議会）
ナ 平成24年9月22日付け復命書（用務：全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第117回例会）
ニ 平成25年1月22日付け復命書（用務：全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第119回例会）
ヌ 平成25年2月23日付け復命書（用務：平成24年度 近畿公共図書館協議会第2回理事会）

- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 個人の（公務員及びパネリストを除く。）の氏名
イ 研修用のインターネットアドレス、ID、パスワード
 - 不開示理由：ア 上記不開示部分の
ア 条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
イ 上記不開示部分の
イ 条例第7条第6号に該当
県の機関又は国の機関又は国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

※審査請求の対象は、上記不開示部分のうちアのみ。

- ◎ 審査会の結論：実施機関が行った行政文書一部開示決定書については、不開示とした部分に係る記載内容に不備があるため、実施機関は、当該決定を取り消し、改めて決定を行うとともに、開示しない部分を正しく記載して改めて決定通知すべきである。
- ◎ 判断理由：
 - 1 本件行政文書について

実施機関では、服務規程第11条第3項の規定に基づき、公務のため旅行を命ぜられた職員が、当該旅行から帰庁したときは、原則として復命書を提出し、復命を行うこととされている。

本件行政文書は、図書情報館の職員に係る平成24年度分の復命書であり、図書館職員を対象とした研修会（以下「本件研修会」という。）の参加者の所属、職名及び氏名並びに研修資料に記載されたレファレンス協同データベース事業企画協力員の氏名等が記載されている。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件行政文書に記載された本件研修会の参加者の氏名（以下「本件不開示情報」という。）について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

（1）私立大学及び民間企業の従業員並びにボランティアの氏名

本件不開示情報のうち、本件研修会の参加者名簿及び本件研修会の資料に記載された私立大学及び民間企業の従業員並びにボランティア（以下「私立大学職員等」という。）の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

私立大学職員等の氏名については、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、本件参加者等の氏名は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、私立大学職員等の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

（2）一部の市町村職員の氏名

本件不開示情報のうち、本件研修会の参加者名簿に記載された一部の市町村（以下「本件市町村」という。）の職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

実施機関は、本件名簿には、市町村の職員の氏名が記載されていたため、当該職員が所属する市町村に対し、職員の氏名が法令等の規定により又は慣行として公にされているかについて確認したところ、本件市町村においては、公にしていなかったことであつたことから、本件市町村の職員の氏名を不開示にした旨主張している。

これに対し、審査請求人は公共図書館部会においては、毎年度委員及び役員（以下「本件役員等」という。）を選出しており、公共図書館部会が発行する部会報に役員等に選出された本件市町村の職員の氏名が掲載されていることから、同号ただし書アに該当するため開示すべき旨主張している。

そこで、当審査会において、本件市町村が作成する職員録等により本件市町村の職員の氏名を公にしているか否かについて事務局に確認させたところ、本件市町村においては職員の氏名を公にしていると認められる事実は確認できなかった。

不開示とした情報が慣行として公にされているか否かについては、当該情報と同種の情報が公にされた事例があつたとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、公共図書館部会の部会報において本件役員等の氏名を掲載したことについては、そ

の内容を考慮すると、個別的な事例にとどまるものと考えるのが相当である。そして、本件市町村が職員の氏名を公にしていると認められる事実も確認できないことから、実施機関が本件市町村の職員の氏名を慣行として公にしているとは認められず、本件市町村の職員の氏名を公にすることを義務づけた法令等の規定もない。

したがって、本件市町村職員の氏名については、同号ただし書アに該当しない。

また、本件市町村の職員の氏名は、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件市町村の職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(3) まとめ

以上のことから、私立大学職員等及び本件市町村の職員の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

3 行政文書一部開示決定通知書の記載について

審査請求人は、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）の不開示部分の記載に瑕疵があり決定を取り消すべきである旨主張している。

当審査会が、本件決定通知書及び開示文書の写しを見分したところ、本件決定通知書の写しの「開示しない部分」欄に「(ア) 個人（公務員及びパネリストを除く。）の氏名」と記載している一方、開示文書の写しにおいては、本件市町村の職員の氏名がマスキングされており、当該情報を不開示とする旨を決定していることが認められた。したがって、実施機関の決定と本件開示決定通知における不開示部分の記載には相違があると認められる。

一般的に、行政処分の表示が行政内部の意思決定と相違している場合、表示された内容の行政処分が有効であると解されている。

実施機関が、本件市町村の職員の氏名を不開示と決定したことについては、(1)イにおいて判断したとおり妥当であるが、当該決定内容は、本件決定通知書の記載内容と相違しているため、当該決定内容が有効であると認めることはできない。

これらのことから、本件決定通知書の記載内容には看過しがたい不備があると言わざるを得ない。

したがって、実施機関は本件決定を取り消し、改めて決定を行うとともに、開示しない部分を正しく記載して、改めて、本件開示請求に対する決定通知を行うべきである。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成29年12月23日		
② 決定	平成30年6月29日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年9月24日		
④ 諮問	平成31年3月12日		
⑤ 経過	令和3年2月26日	第250回審査会	審議
	令和3年3月24日	第251回審査会	審議
	令和3年4月23日	第252回審査会	審議
	令和3年7月2日	第253回審査会	審議
	令和3年8月3日	第254回審査会	審議
	令和3年10月1日	第255回審査会	審議